

食品廃棄物等の発生量の測定方法及び定期報告の様式について

1 食品廃棄物等の発生量の測定方法

食品リサイクル法に基づく定期報告における「食品廃棄物等の発生量の測定方法」については、「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」において、以下のとおり示しています。

食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン（抜粋）

2. 食品廃棄物等の発生量の把握

食品廃棄物等の発生量については、原則、事業者の全ての事業場において、1年を通じた実際の発生量を重量により把握する必要があります。具体的には、定期報告省令第2条第1号の規定により、食品廃棄物等の発生量は、全ての事業場における食品循環資源の再生利用の実施量、熱回収の実施量、減量の実施量、再生利用等以外の実施量の総和に食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量を加えた量とされています。従って、食品関連事業者は、判断基準省令に従った再生利用等を実施するためには、これら5項目の総和である食品廃棄物等の発生量を適切に把握するとともに、測定方法を整理・保存しておくことが適当です。

食品廃棄物等の発生量を直接把握する方法としては、食品廃棄物等を保管場所等に持ち込む都度、重量はかりにより計量する方法、食品廃棄物等の収集運搬を行う車両をトラックスケールにより計量する方法等が想定されます。また、重量による把握が困難な場合には、容量既知のごみ箱その他の容器の個数及び食品廃棄物等の単位体積当たりの重量から推計することも可能です。

なお、これらにより発生量を把握することが困難な場合にあっては、次に示す方法により発生量を把握することが可能です。このように、一部の実績から全体を推計する場合においては、発生量の算出根拠の整理・保存はとりわけ重要であり、留意しておくことが必要です。

(1) 標本となる事業場における食品廃棄物等の発生量による推計

全ての事業場における1年を通じた実際の食品廃棄物等の発生量を把握することが困難な場合は、標本となる事業場を定めて、当該事業場における食品廃棄物等の発生量を把握し、これにより、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計します。 この方法により推計する場合は、次の点に留意する必要があります。

標本となる事業場は、より多い方が数値の精度が高まることから、1年を通じた実際の食品廃棄物等の発生量を把握できる全ての事業場とすることが適当です。

標本となる事業場における食品廃棄物等の発生量から、1事業場当たりの食品廃棄物等の発生量を定め、これに総事業場数を乗じることにより、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計することが適当です。

なお、事業場ごとの規模や事業内容が著しく異なる場合にあっては、事業場規模や事業内容ごとに類型化（大・中・小規模ごとや製造・販売する主要な品目ごと）し、当該類型ごとに食品廃棄物等の発生量を推計することが適当です。

1事業場当たりの食品廃棄物等の発生量を定めるのではなく、標本となる事業場における食品廃棄物等の発生量を、当該事業場における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値で除すことにより食品廃棄物等の発生原単位を定める方法により、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計することも可能です。

(2) 標本となる時期における食品廃棄物等の発生量による推計

1年を通じて実際の食品廃棄物等の発生量を把握することが困難な場合は、標本となる時期を定めて、当該時期において全ての事業場から発生する食品廃棄物等の発生量を把握し、これにより、1年を通じた実際の食品廃棄物等の発生量を推計します。

この方法により推計する場合は、標本となる時期は、1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間など、食品廃棄物等の発生量に係る時期的な変動サイクルが一回りし、かつ、整数倍することで1年を通じた値を把握することができる時期とすることが適当です。

このため、標本時期の設定に当たっては、食品廃棄物等の発生量が特異的な値を示す時期（例 いわゆるバーゲンセール等大規模な販促活動期間、食品の保存性が低下する盛夏期等）についての考え方を予め整理しておく必要があります。

(3) (1)及び(2)の組み合わせによる推計

標本となる事業場において、標本となる時期を定め、これにより、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計することも可能です。

この方法により推計する場合の留意事項は、次のとおりです。

標本となる事業場は、より多い方が数値の精度が高まることから、標本となる時期において実際の食品廃棄物等の発生量を把握できる全ての事業場とすることが適当です。

標本となる時期は、1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間など、食品廃棄物等の発生量に係る時期的な変動サイクルが一回りし、かつ、整数倍することで1年を通じた値を把握することができる時期とすることが適当です。

このため、標本時期の設定に当たっては、食品廃棄物等の発生量が特異的な値を示す時期についての考え方を予め整理しておく必要があります。

標本となる事業場において、標本となる時期における食品廃棄物等の発生量から、1事業場、1年当たりの食品廃棄物等の発生量を定め、これに総事業場数を乗じることにより、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計することが適当です。

なお、事業場ごとの規模や事業内容が著しく異なる場合にあっては、事業場規模や事業内容ごとに類型化（大・中・小規模ごとや製造・販売する主要な品目ごと）し、当該類型ごとに食品廃棄物等の発生量を推計することが適当です。

1事業場当たりの食品廃棄物等の発生量を定めるのではなく、標本となる事業場において、標本となる時期における食品廃棄物等の発生量から、標本となる1年を通じた実際の食品廃棄物等の発生量を推計し、これを用いて当該事業場における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値で除すことにより食品廃棄物等の発生原単位を定める方法により、全ての事業場における食品廃棄物等の発生量を推計することも可能です。

2 食品リサイクル法に基づく定期報告の様式

平成22年度実績報告書

XXXX - XX - XXXXXX

Ver. 20.1 Rel.3

別記様式(第1条関係)

| | | |
|-------|---|---|
| 受理年月日 | 月 | 日 |
|-------|---|---|

定期報告書 (記載例)

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿
殿
殿
殿
殿

平成 23 年 6 月 30 日

住所 東京都 千代田区霞ヶ関1-2-1

氏名 株式会社 食品循環 印
代表取締役 資源 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 03 - 1111 - 1111

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|-----|--|--|--|
| 事業者名 | 株式会社 食品循環 | | | | |
| 住所 | 郵便番号 100 - 1111 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 | | | | |
| 業種 | 畜産食品製造業 | 飲食店 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 法第9条第2項に規定する事業の有無 | 無 | | | | |
| 報告書作成責任者氏名 | 営業第1部 部長 資源 二郎 | | | | |

表1 食品廃棄物等の発生量(= + + + +)

| 業種 | 発生量(t) | 対前年度比(%) |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 500.0 | 83.3 |
| 飲食店 | 110.0 | 84.6 |
| 合計 | 610.0 | 83.0 |
| 発生量の把握方法 | 全5店舗中3店舗において、平成22年5月の1ヶ月間における発生量を実測し、3店舗のデータから1店舗当たりの平均年間発生量を推計。これに全店舗数を乗じるにより推計した | |

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値()

| 業種 | 売上高、製造数量等 | | | 対前年度比(%) |
|-----------------|--------------------------|----|-------------|----------|
| | 名称 | 単位 | 値 | |
| 畜産食料品製造業 | 売上高 | 千円 | 3,000,000.0 | 85.0 |
| | | | | |
| 飲食店 | 名称 | 単位 | 値 | |
| | 売上高 | 千円 | | |
| | 販売数量 | 食 | 100,000.0 | 86.9 |
| 当該値を用いた理由 | 食品の販売・調理と密接な関係をもつ値であるため。 | | | |
| 前年度より当該値を変更した理由 | | | | |

表3 食品廃棄物等の発生原単位(= ÷)

| 業種 | 発生原単位 | 対前年度比(%) | 基準発生原単位 |
|----------------------------------------------|-----------------|----------|---------|
| 畜産食料品製造業 | 0.16667 kg / 千円 | 97.2 | 該当なし |
| | | | |
| 飲食店 | kg / 千円 | | |
| | 1.10000 kg / 食 | 97.3 | 該当なし |
| 発生原単位が対前年度比で100%を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由 | | | |

表4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量(= (-) ×)

| 業種 | 平成19年度 発生原単位 (= 平成19年度の ÷ 平成19年度の) | 発生抑制の実施量(t) () | 対前年度比(%) |
|---------------|-----------------------------------------------|--------------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 0.14999 kg/千円 | 0.0 | 前年度実績ゼロ |
| 飲食店 | 1.15000 kg/食 | 5.0 | 217.4 |
| 合計 | | 5.0 | 217.4 |
| 発生抑制の具体的な取組内容 | 商品及び原材料の発注数量の算出方法をより精緻に変更 | | |

表5 食品循環資源の再生利用の実施量()

| 業種 | 特定肥飼料等の種類 | 再生利用の実施量(t) | 対前年度比(%) |
|---------------|------------------------|-------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 肥料 | 300.0 | 85.1 |
| | 飼料 | 100.0 | 85.1 |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | | |
| | 油脂及び油脂製品 | | |
| | エタノール | | |
| | メタン | | |
| | 小計 | 400.0 | 85.1 |
| 飲食店 | 肥料 | | |
| | 飼料 | 60.0 | 100.0 |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | | |
| | 油脂及び油脂製品 | | |
| | エタノール | | |
| | メタン | | |
| | 小計 | 60.0 | 100.0 |
| 合計 | 肥料 | 300.0 | 85.1 |
| | 飼料 | 160.0 | 90.0 |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | 0.0 | |
| | 油脂及び油脂製品 | 0.0 | |
| | エタノール | 0.0 | |
| | メタン | 0.0 | |
| 総計 | | 460.0 | 86.8 |
| 再生利用の実施量の把握方法 | 当社自らが、収集運搬車両投入の際に重量を測定 | | |

表6 食品循環資源の熱回収の実施量()

| 業種 | 熱回収の実施量(t) | 対前年度比(%) |
|--------------|---------------------------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 5.0 | 100.0 |
| 飲食店 | | |
| 合計 | 5.0 | 100.0 |
| 熱回収の実施量の把握方法 | 熱回収の委託先において、施設受入時にトラックスケールにて測定。 | |

表7 食品廃棄物等の減量の実施量()

| 業種 | 減量の方法 | 減量の実施量(t) | 対前年度比(%) |
|----------|-------|-----------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 脱水 | 45.0 | 75.0 |
| | 乾燥 | | |
| | 発酵 | | |
| | 炭化 | | |
| | 小計 | 45.0 | 75.0 |
| 飲食店 | 脱水 | | |
| | 乾燥 | | |
| | 発酵 | | |
| | 炭化 | | |
| | 小計 | 0.0 | |
| 合計 | 脱水 | 45.0 | 75.0 |
| | 乾燥 | 0.0 | |
| | 発酵 | 0.0 | |
| | 炭化 | 0.0 | |
| 総計 | | 45.0 | 75.0 |

表8 食品循環資源の再生利用等以外の実施量()

| 業種 | 特定肥飼料等以外の製品の種類 | 再生利用等以外の実施量(t) | 対前年度比(%) |
|------------------|------------------------------------------|----------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | ゴミ固形化燃料(RDF) | 20.0 | 100.0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 小計 | 20.0 | 100.0 |
| 飲食店 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 小計 | 0.0 | |
| 合計 | ゴミ固形化燃料(RDF) | 20.0 | 100.0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 総計 | | 20.0 | 100.0 |
| 再生利用等以外の実施量の把握方法 | 再生利用等以外のリサイクルの委託先において、施設受入時にトラックスケールにて測定 | | |

表9 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量()

| 業種 | 廃棄物としての処分の実施量(t) | 対前年度比(%) |
|--------------------|------------------------|----------|
| 畜産食料品製造業 | 30.0 | 60.0 |
| 飲食店 | 50.0 | 71.4 |
| 合計 | 80.0 | 66.7 |
| 廃棄物としての処分の実施量の把握方法 | 当社自らが、収集運搬車両投入の際に重量を測定 | |

表10 食品循環資源の再生利用等の実施率($(\text{ } + \text{ } \times 0.95 + \text{ }) \div (\text{ } + \text{ }) \times 100(\%)$)

| 基準実施率(%) | | | | | |
|------------------------|--------------|--------|----------|--------|--------|
| 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 78.7 | 79.7 | 80.7 | 80.7 | 80.7 | 80.7 |
| 当年度の再生利用等実施率 | 再生利用等の実施率(%) | | 対前年度比(%) | | |
| | 83.7 | | 102.7 | | |
| 業種 | 再生利用等の実施率(%) | | 対前年度比(%) | | |
| 畜産食料品製造業 | 90.0 | | 104.0 | | |
| 飲食店 | 56.5 | | 132.0 | | |
| 再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由 | | | | | |

表11 平成19年度から平成24年度までの食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 食品廃棄物等の発生量(t) | 750.0 | 770.0 | 735.0 | 610.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 102.7 | 95.5 | 83.0 | 0.0 | 0.0 |
| 食品廃棄物等の発生原単位 | 0.14999 | 0.15500 | 0.17139 | 0.16667 | | |
| | 1.15000 | 1.16000 | 1.13000 | 1.10000 | | |
| 対前年度比(%) | | 103.3 | 110.6 | 97.2 | 0.0 | 0.0 |
| | | 100.9 | 97.4 | 97.3 | 0.0 | 0.0 |
| 食品廃棄物等の発生抑制の実施量(t) | - | 0.0 | 2.3 | 5.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 前年度実績ゼロ | 前年度実績ゼロ | 217.4 | 0.0 | 0.0 |
| 食品循環資源の再生利用の実施量(t) | 530.0 | 540.0 | 530.0 | 460.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 101.9 | 98.1 | 86.8 | 0.0 | 0.0 |
| 食品循環資源の熱回収の実施量(t) | 0.0 | 0.0 | 5.0 | 5.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 前年度実績ゼロ | 前年度実績ゼロ | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 食品廃棄物等の減量の実施量(t) | 60.0 | 70.0 | 60.0 | 45.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 116.7 | 85.7 | 75.0 | 0.0 | 0.0 |
| 食品循環資源の再生利用等以外の実施量(t) | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量(t) | 140.0 | 140.0 | 120.0 | 80.0 | | |
| 対前年度比(%) | | 100.0 | 85.7 | 66.7 | 0.0 | 0.0 |
| 食品循環資源の再生利用等の実施率(%) | 78.7 | 79.2 | 81.5 | 83.7 | | |
| 対前年度比(%) | | 100.6 | 102.9 | 102.7 | 0.0 | 0.0 |

表12 特定肥飼料等の製造量(再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先における製造量を含む。)

| 業種 | 特定肥飼料等の種類 | 製造量 | 単位 | |
|-------------------------|-----------------------|---------------|---------------|----|
| 畜産食料品製造業 | 肥料 | 240.0 | t | |
| | 飼料 | 50.0 | t | |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | | | |
| | 油脂及び油脂製品 | | | |
| | エタノール | | | |
| | メタン | | | |
| | 小計 | 290.0 | t | |
| 飲食店 | 肥料 | | | |
| | 飼料 | 30.0 | t | |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | | | |
| | 油脂及び油脂製品 | | | |
| | エタノール | | | |
| | メタン | | | |
| | 小計 | 30.0 | t | |
| 合計 | 肥料 | 240.0 | t | |
| | 飼料 | 80.0 | t | |
| | 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 | 0.0 | | |
| | 油脂及び油脂製品 | 0.0 | | |
| | エタノール | 0.0 | | |
| | メタン | 0.0 | | |
| 総計 | | 320.0 | t | |
| 委託先 又は譲 渡先の 業者 | 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) | | (株)肥料製造 代表取締役 | |
| | 住所 | 東京都 区 町1丁目1-1 | | |
| | 再生利用の実施量(t) | | 300.0 | |
| | 特定肥飼料等の種類 | | 製造量 | 単位 |
| | 肥料 | | 240.0 | t |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 委託先 又は譲 渡先の 業者 | 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) | | (株)飼料製造 代表取締役 | |
| | 住所 | 千葉県 市 町1丁目1-1 | | |
| | 再生利用の実施量(t) | | 160.0 | |
| | 特定肥飼料等の種類 | | 製造量 | 単位 |
| | 飼料 | | 80.0 | t |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

表13 熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)
(熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。)

| 業種 | 熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量 | | | |
|-------------------------|--------------------------------|---------------|----------------|-------|
| | 熱量(MJ) | | 電気の量(MJ) | |
| 畜産食料品製造業 | | | 850.0 | |
| 飲食店 | | | | |
| 合計 | 0.0 | | 850.0 | |
| 委託先 又は譲 渡先の 業者 | 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) | | (株)バイオ発電 代表取締役 | |
| | 住所 | 東京都 区 町1丁目1-1 | | |
| | 熱回収の実施量(t) | | 5.0 | |
| | 熱量(MJ) | | 電気の量(MJ) | 850.0 |
| 委託先 又は譲 渡先の 業者 | 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 熱回収の実施量(t) | | | |
| | 熱量(MJ) | | 電気の量(MJ) | |

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

| 判断の基準となるべき事項 | 遵守状況 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 食品循環資源の再生利用等の実施の原則(食品循環資源の再生利用等の優先順位に関する事) | 適 |
| 食品廃棄物等の発生の抑制 | |
| 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと | 適 |
| 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと | 適 |
| 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと | 適 |
| 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと | 適 |
| 食品の調理及び食事の提供の過程における食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと | 適 |
| 売れ残りその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること | 適 |
| 必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること | 適 |
| 食品循環資源の管理の基準 | |
| 食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること | 適 |
| 異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること | 適 |
| 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと | 適 |
| 食品廃棄物等の収集又は運搬の基準 | |
| 食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合は、異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること | 該当しない |
| 食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合であって、食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと | 該当しない |
| 生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること | 該当しない |
| 食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準 | |
| 上記の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること | 適 |
| 委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握すること | 適 |
| 委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること | 適 |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準 | |
| 農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと | 該当しない |
| 食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること | 該当しない |
| 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと | 該当しない |
| 食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として最大限に利用すること | 該当しない |
| 異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止その他の工程管理を適切に行うこと | 該当しない |
| 食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること | 該当しない |
| 生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること | 該当しない |
| 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること | 該当しない |
| 肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること | 該当しない |
| 飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること | 該当しない |
| 配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行うこと | 該当しない |
| 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準 | |
| 上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定すること | 適 |
| 委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握すること | 適 |
| 委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること | 適 |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|
| 食品循環資源の熱回収 | | |
| 食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内における特定肥飼料等製造施設の有無について適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内に存する特定肥飼料等製造施設において、当該食品循環資源を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 熱回収を行う食品循環資源の種類及び発熱量その他の性状について適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 食品循環資源の熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)について適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 熱回収を行う施設の名称及び所在地について適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 情報の提供 | | |
| 特定肥飼料等の利用者(特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあっては、当該委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること | | 適 |
| 食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること | | 適 |
| 食品廃棄物等の減量 | | |
| 減量の実施後に残存する食品廃棄物等について、適正な処理を行うこと | | 適 |
| 費用の低減 | | |
| 食品循環資源の再生利用等の効率的な実施体制の整備を図ることにより、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めること | | 適 |
| 加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進 | | |
| 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること | | 該当しない |
| 加盟者は、本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること | | 該当しない |
| 教育訓練 | | |
| 従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること | | 適 |
| 再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備 | | |
| 事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他食品循環資源の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと | | 適 |
| 事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと | | 適 |

表15 その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組

弊社社員に月1回 食品廃棄物分別研修を実施
年1回 再生利用の委託先の見学会を実施

表16 国が公表を行うことについての同意の有無

有